

2012年8月27日

民主党政調査会長
前原 誠司様

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子
 實生 律子
 山口みつ子

民法改正に関する女子差別撤廃委員会の勧告を受け入れ、 積極的かつ迅速な意志表明を行うよう与党民主党への要望書

国際婦人年連絡会は全国的に組織された37の女性団体で構成し、国連の婦人の地位委員会や女子差別撤廃委員会の方針・決定を支持し、女性の意識啓発はもとより、男女の固定的性別役割分業に基づく法制度の改革など、女性の地位向上のために活動を推進してまいりました。

しかし日本の男女平等を示す国際的指数は、世界の135カ国中98位で依然として低い水準に止まっています。個人の人格権でもある選択的夫婦別姓の民法改正は、1996年2月の法制審議会の答申以来、16年を経た現在も未だ実現していません。

国連の各種人権機関から繰り返し民法の男女差別規程の撤廃と民法改正を求める勧告が出されており、2008年の国連人権理事会では日本は理事国として、この勧告を受け入れることを表明しました。

また2009年の女子差別撤廃委員会は2年以内に改正の実施状況の報告を求める勧告があり、そのタイムリミットは本年11月とさし迫っています。

私たちは民主党政権が2010年の通常国会で、民法改正案を提出予定としていたことに大変期待をしておりました。前原議員も深い理解を示されていたことを記憶しております。

民主党は政権与党として、今次国会中に野田総理に対して、民法改正の閣議決定を行うよう促していただくことを切望いたします。そして国際社会に日本は女性の人権ならびに、子どもの権利を尊重する意志のあることを表明されるよう別紙を添えて強く要望いたします。